

法律専門家による相談および調停について

(受信障害対策共聴施設の地上デジタル放送対応)

2009年10月
総務省 テレビ受信者支援センター(デジサポ)

- 事業の概要
- 法律専門家による相談の流れ
- 調停の流れ
- 【参考】想定される相談、調停内容

事業の概要

1 事業の内容

受信障害対策共聴施設の地上デジタル放送への対応にあたって、受信者、施設管理者、受信障害の原因と考えられる高層建築物等の所有者や管理者等との間に発生する民事的な紛争を対象に、以下の2つの支援を行います。

(1) 法律専門家による相談

相談者が紛争を自主的に解決できるよう、法律専門家による相談助言を行います。

(2) 調停

中立的な立場の法律専門家が当事者の互譲による和解を仲介します。

2 受付開始日

沖縄県内 平成21年10月28日(水)

3 申請書の提出期限(必着)

【法律専門家による相談】 平成22年3月10日(水)

【調停】 平成22年2月 1日(月)

(予算の範囲内で実施するため、上記期間中であっても申請受付を終了することがあります。)

4 申請先及び問い合わせ先

※沖縄県内の問い合わせ先

総務省 沖縄県テレビ受信者支援センター(デジサポ沖縄)

電話: 098-862-2987(平日09:00~18:00)

なお、他都道府県のデジサポの連絡先一覧は以下のホームページをご覧ください。

<http://digiupport.jp/index.php/news/detail/332/>

5 実施方法

【法律専門家による相談】 原則として、一名の弁護士が相談に応じます。

【調停】 原則として、一名の弁護士により、申請人と相手方との間で調停を実施します。

6 法律専門家による相談および調停に係る費用

手続き運営および相談員、調停人の報酬はデジサポが負担し、申請人・相手方の申請および利用は無料です。申請人・相手方が代理人を選任した場合の弁護士費用等は、当事者の負担となります。

法律専門家による相談の流れ

紛争解決に向けて相談したい方(相談者)

各地のデジサポに相談の申請

申請書に相談者の住所、氏名、電話番号、相談の趣旨、理由を書いて提出してください。
参考資料があればあわせて提出してください。

各地のデジサポが相談人を選任

相談にあたる弁護士1名を相談人として選任します。

各地のデジサポから相談者に
相談実施日、相談実施場所を連絡

法律専門家による相談の実施

弁護士1名により相談に応じます。
法律専門家による相談は原則1回限りとし、かつ、1回の相談は1時間を目安とします。

調停の流れ

紛争解決に向けて調停を希望される方(調停申請者)

原則として、法律専門家による相談を経ても紛争の解決に至らなかった場合に、中立的な立場の法律専門家が当事者の互譲による和解を仲介します。

各地のデジサポに調停の申請

調停申請書に調停申請者および相手方の住所、氏名、電話番号、申請の趣旨を書いて提出してください。
参考資料があればあわせて提出してください。

各地のデジサポが調停人を選任

調停にあたる弁護士1名を調停人として選任します。

相手方への通知

各地のデジサポから、相手方に調停への出席依頼を行います。
相手方が調停手続きに応ずることが必要です。

各地のデジサポから申請者及び相手方に
調停実施日、実施場所を連絡

調停の実施

調停は原則3回まで実施し、かつ、1回の調停は1時間を目安とします。
電波伝搬の専門家などが補助者に加わる場合があります。

和解

【参考】想定される相談、調停内容(例①)

■ 受信者と施設管理者の間で協議がまとまらないケース

(例) 20年前にマンションが建設された際、近隣の世帯に電波障害が発生したため、その補償行為として、マンション側が受信障害対策共聴を設置した。
地上デジタル放送が伝送されていないため、デジタル受信障害が残る受信者から、マンション管理組合に対して申し出たが、取り合ってくれない。



【参考】想定される相談、調停内容(例②)

■ 受信者と施設管理者の間で協議がまとまらないケース

(例) 20年前にビルを建設した際、近隣の世帯に電波障害が発生したため、その補償行為として、受信障害対策共聴を設置した。

地上デジタル放送については、受信状況調査の結果、全域での受信が可能であることがわかったので、加入者にその旨説明した。しかし、加入者側は、施設管理者に対して、個別アンテナの設置費用を負担するか、地上デジタル放送への施設改修を要望してきた。

